

平成28年6月10日

公立大学法人高崎経済大学

理事長 高木 賢 様

監事 白田 新吉

監事 井上 雅行

### 監査報告書

地方独立行政法人法第13条第4項及び公立大学法人高崎経済大学定款第9条第6項の規定により平成27年度における業務の執行について監査を実施したので、公立大学法人高崎経済大学監事監査規程第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 監査方法の概要

平成27年度監査計画に基づき、理事会に出席するとともに、重要な書面・証拠書類を査閲した。さらに関係部署の職員から業務の状況聴取を実施した。

また公認会計士から提出された意見を参考に、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書）、事業報告書（会計に関する部分に限る）及び決算報告書を確認した。

#### 2 監査結果の概要

- ① 業務の執行については、おおむね適切に行われていると認める。
- ② 財務諸表は法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- ③ 事業報告書は、法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認

める。

- ④ 利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書は、法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
- ⑤ 理事長、副理事長と法人との間には利益相反取引は認められない。

### 3 是正又は改善を要する事項

- ① 情報セキュリティに関する研修については、机上研修のほか実地訓練をより積極的に行い、問題発生時の対応能力と職員の意識の向上を図ること。
- ② 情報セキュリティについて、定期的及び適時にその有効性を検証して、見直し措置を取り、情報の保護に一層努めること。